

令和2年第4回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和2年9月15日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年9月15日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	10番 奥川 直人
11番 山口 和宏	12番 風口 尚	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 9番 坪井 信義
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 田村 優
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
生涯教育課長 平生 公一	地域づくり推進室長 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊
生活環境室長 山口 成人	地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 村井 摩耶
--------------	-------------	-------------
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

	5 番	前川 さおり	君
	6 番	山路 善己	君
 - 第 2 会期の決定の件 16 日
 - 第 3 諸般の報告

報告第 7号	玉城町財務書類の概要（平成30年度）
報告第 8号	令和元（2019）年度玉城町一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書
報告第 9号	令和元（2019）年度玉城町公営企業会計決算審査意見書
報告第10号	令和元（2019）年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和元（2019）年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
報告第11号	例月出納検査結果報告書（5月分～7月分）

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 4 | 選挙第 1 号 | 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について |
| 第 5 | 議案第 6 0 号 | 令和元(2019)年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第 6 1 号 | 令和元(2019)年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 7 | 議案第 6 2 号 | 令和元(2019)年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第 6 3 号 | 令和元(2019)年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第 6 4 号 | 令和元(2019)年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 0 | 議案第 6 5 号 | 令和元(2019)年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 1 | 議案第 6 6 号 | 令和元(2019)年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 1 2 | 議案第 6 7 号 | 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計決算の認定について |
| 第 1 3 | 議案第 6 8 号 | 令和元(2019)年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第 1 4 | 議案第 6 9 号 | 令和元(2019)年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について |
| 第 1 5 | 議案第 7 0 号 | 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計決算の認定について |
| 第 1 6 | 議案第 7 1 号 | 玉城町手数料徴収条例の一部改正について |
| 第 1 7 | 議案第 7 2 号 | 町道の認定及び変更について |
| 第 1 8 | 議案第 7 3 号 | 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算 (第 7 号) |
| 第 1 9 | 議案第 7 4 号 | 令和 2 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 2 0 | 議案第 7 5 号 | 令和 2 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 2 1 | 議案第 7 6 号 | 令和 2 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 2 2 | 議案第 7 7 号 | 令和 2 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 第 2 3 | 議案第 7 8 号 | 令和 2 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) |

- 第24 議案第79号 令和2年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 第26 発議第 4号 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書の提出について
- 第27 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 第28 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 第29 請願第 3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を
求める請願
- 第30 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願
- 第31 議案第80号 備品購入契約の締結について（学校情報端末）

（午前9時00分 開会）

開会の宣告

○議長（山口 和宏） 只今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。

よって、令和2年 第4回 玉城町議会定例会を開会します。

今期定例会に9番 坪井 信義 議員から、会議規則第2条の規定に基づき、欠席届が提出されておりますので、報告します。

本定例会におきましても、3月、6月定例会に引き続き、新型コロナウイルス 感染拡大防止措置を取らせていただきます。会議中もマスクの着用を義務づけ、飛沫感染防止のため、発言の際も外すことないようお願いいたします。また、長時間の密室での会議を避けるため1時間に1回15分程度の休憩をはさみ、十分な換気を行うこととします。

なお、ソーシャル・ディスタンスの確保のため、議員の席と席との間隔を離しております関係上、マイク設備のない席がございますので、質疑の際は質問席にてお願いいたします。本来、議場・委員会室での飲食は禁止しておりますが、ウイルス感染防止対策として水分摂取を許可しますので、適宜水分の補給をお願いいたします。傍聴に関しましては、傍聴者の健康を守る観点から受け入れをいたしませんので、ケーブルテレビでご視聴いただくか、ホームページの閲覧をお願いいたします。

現在、クールビズ実施期間ですので、本定例会において、上着の脱衣を許します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますようお願い致します。

それでは開会にあたり、町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 9月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ず、台風 10 号の影響により、九州地方を中心に各地で甚大な被害が発生しました。当町におきましては、大きな被害もなく安どしているところではありますが、各地で異常気象によるゲリラ豪雨が発生しており、引き続き防災・減災対策に万全を期してまいりたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関してであります。8月27日、三重県発表のとおり、県内で358例目、玉城町では1例目となる感染者が確認されました。感染された方の一日も早い回復をお祈りし、衷心よりお見舞いを申し上げます。町では、直ちに対策本部会議を開き、今後の対応について協議いたしました。県内の感染状況などを踏まえ、小中学生、高齢者や障がい者など感染リスクの高い方々を対象に、アルコール消毒剤を配布したところでもあります。町内では、何件かの問い合わせはいただいたものの、大きな混乱が見られなかったことは、皆さまのご理解・ご協力のおかげであると改めて感謝申し上げます。

全国の感染状況を見ると、減少の兆しが見られるものの、収束には遠く及びません。県内では、友人との交流、職場、家庭内の感染が目立っています。町民の皆さまにおかれましては、気を緩めることなく「こまめな手洗い・消毒」、「三密の回避」など、新しい生活様式を取り入れ、感染予防に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、町では、8月17日に新型コロナウイルス感染症に関する『「やさしさ」と「おもいやり」あふれるまちづくり宣言』を行いました。その内容は、お互いの人権を尊重し、「一人一人が正しく行動しましょう」「みんなで助け合い、乗り越えましょう」「みんなで感謝し、応援しましょう」というものであります。早速、「元気ですたまき委員会」さんが、ご賛同いただき、まちのあちらこちらで活動いただいております。また、学校関係者の皆さまにもご理解いただき、町内全小中学校では、授業の中で、宣言について深く学習してくれています。私もゲストとして児童生徒の皆さんにお話しさせていただきました。子供たちの素直さや、熱心さに心打たれたところがございます。こうした取り組みがオール玉城の取り組みとなるよう努めてまいります。

町といたしましても、改めて、公共施設の感染防止を徹底するなどの対策を講じるとともに、県や関係機関と連携しながら、町民の皆さまの不安解消に努めてまいります。引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

昨日、菅氏が自民党総裁に選出されました。大変な難局ではありますが、新しい時代に期待を持ちつつ、激動する情勢を的確に判断し、町政の運営にあたってまいりたいと存じます。

最後になりましたが、議員の皆さまにおかれましては、議員活動や議会運営に関しまして、最大限のご配慮、ご協力を賜っておりますことに、改めて感謝申し上げます。

本議会では、決算の認定や条例改正、補正予算など20議案をご審議賜ります。何卒、よろしくお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏）これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において5番 前川さおり君、6番 山路善己君の2名を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの16日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月30日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布しました、会期日程案のとおりですのでご了承願います。

次に、日程第3 諸報告をします。

報告第7号 玉城町財務書類の概要（平成30年度決算）、報告第8号 令和元(2019)年度 玉城町 一般 会計・特別会計決算審査 及び基金運用状況審査意見書、報告第9号 令和元(2019)年度 玉城町公営企業会計決算審査意見書、報告第10号 令和元(2019)年度 決算に基づく財政健全化比率 審査意見書及び令和元(2019)年度 決算に基づく資金不足比率審査意見書、報告第11号 例月出納検査結果報告書（令和2年5月分ないし7月分）以上の提出がありましたので、その写しをお配りしております。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第4 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題にし、これより選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法 第118条 第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。
暫時休憩します。

(午前9時10分 休憩)

(議長推薦の選挙管理委員名簿を配布)

(午前9時11分 再会)

再開します。

選挙管理委員会委員に中村光伸さん、谷口恵津子さん、中西久生さん、北岡妙子さんを、同補充員に中野典保さん、松本敬子さん、大西敦子さん、飯嶋正行さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました中村光伸さん、谷口恵津子さん、中西久生さん、北岡妙子さんを、選挙管理委員会委員の当選人、また、中野典保さん、松本敬子さん、大西敦子さん、飯嶋正行さんを同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました中村光伸さん、谷口恵津子さん、中西久生さん、北岡妙子さんを、選挙管理委員会委員に、また、中野典保さん、松本敬子さん、大西敦子さん、飯嶋正行さんが同補充員に当選されました。

次に、日程第5 議案第60号 令和元(2019)年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、日程第15 議案第70号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第60号 令和元年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

決算の概要につきましては、歳入総額61億185万5,945円に対し、歳出総額は58億6,918万5,157円で、歳入歳出差引額は2億3,267万788円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は1億9,655万6,788円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は、21億2,321万4,490円で前年度対比2.1%減となりました。

地方交付税は、13億1,401万2,000円で前年度対比4.8%減となりました。ふるさと応援寄附金は、8,533万8,769円となり、前年度より減少しましたが、全国から多くの方々に玉城町を応援いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

次に歳出の状況について、総合計画の項目に合わせて説明申し上げます。

まず、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」の主なものとして、中学校のテニスコートの増設と合わせてグラウンドの整備、また「英語コミュニケーション力向上事業」に継続して取り組むとともに、英語検定料の補助を新設し、児童生徒の英語力および学習意欲の向上を図りました。さらに放課後児童クラブ室利用児童の増加に対応するため、いなほの郷児童クラブ室を増築いたしました。

次に「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」の主なものとして、各地区への健康づくり事業の更なる推進、障がいがある方への各支援、また介護予防支援プランを更新しました。また防災・減災対策として、昨年同様、外城田川への危機管理型水位計の増設を行うとともに、全自治区を対象として初めて行った避難訓練また防災技術指導員による訓練や講話を継続して実施し、防災安全対策の強化・支援をしました。

次に「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」の主なものとして、農業振興では三重県と連携し、農地耕作条件改善事業を受けての法人経営体との協定締結、農地中間管理事業による人農地プランの推進、地域おこし協力隊への農業技術の習得、6次化支援・後継者対策と更なる農業の活性化を推進してきました。さらには玄甲舎周辺エリアの魅力創造や自立運営に向けた集客力・収益力を強化するため集客交流施設を開設いたしました。

次に「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」として、田丸城跡の石垣修復や維持保存に努めるとともに、玄甲舎周辺の環境整備の継続、埋蔵文化財発掘調査報告書を作成しました。

最後に「協働のもとで進める効率的なまちづくり」では、第2期玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、各種証明書のコンビニ交付の導入など必要なものに重点投資し、財源の確保に努めつつ、持続可能なまちの経営に向けて財政運営を進めてまいりました。

今後も令和2年度が最終年である第5次玉城町総合計画後期基本計画「だれもが安心して、元気に暮らせるまちふるさと玉城」並びに第2期が始まった玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略「家族でずっと暮らしたくなるまちたまき」を目指して町政運営に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に、議案第61号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和元年度は、県に財政主体が一元化されてから2年目となりました。国保の被保険者数は減少傾向が続いていますが、保険給付費は前年比3.3%の増加となりました。生活習慣病に着眼した特定健診・特定保健指導に積極的に取り組み、引き続き医療費の抑制、被保険者の健康維持増進に取り組み、事業の健全運営に努めてまいります。

さて、令和元年度決算の歳入総額は、15億54万4,970円で、加入者が納めた保険料は、歳入全体の16.4%にあたる2億4,570万1,029円でした。現年度の保険料の収納率は96.3%で、昨年より0.8ポイント、下回りました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

その他、一般会計から1億569万8,711円の繰入を行いました。

歳出総額は、14億5,967万2,324円で、このうち、保険給付費は9億3,819万5,814円、保健事業の支出額は2,467万9,968円となっています。

歳入歳出差し引き、4,087万2,646円としています。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

議案第62号 令和元年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

貸付実績はなく、償還のみの事業であり、決算の概要につきましては、歳入総額140万3,636円に対し、歳出総額は2,798万2,824円となり、不足額2,657万9,188円は、翌年度会計より繰上充用して補填をいたしました。

このことにつきましては、貸付償還金の滞納に原因があり、今後滞納者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

議案第63号 令和元年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

アスパア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、本年3月末で23年5ヶ月が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ195万5,090人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。

令和元年度の入浴者数につきましては、年間5万7,761人、営業日数285日で、1日平均202人となりました。

決算の概要につきましては、歳入総額4,333万517円に対し、歳出総額は4,233万517円となり、歳入歳出差引額100万円としています。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

議案第64号 令和元年度 玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

玉城町農業集落排水事業は、令和元年度も引き続き 維持管理業務と接続率の向上に努めてまいりました。

令和元年度決算の概要につきましては、歳入総額6,871万3,058円、歳出総額6,786万7,753円で歳入歳出差引額84万5,305円を翌年度へ繰り越す決算としております。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

議案第 65 号 令和元年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和元年度は、第 7 期介護保険事業計画の中間年度で、「共生の地域づくりの推進」を基本目標に掲げ、在宅医療・介護連携の推進や認知症ケア体制の整備、生活支援・介護予防サービスの充実などとともに、高齢者、障がいのある人、子どもを含めた玉城町における包括的な相談支援体制の構築に取り組んでまいりました。

介護サービスの保険給付費については、事業計画の 92.8%にとどまりましたが、前年と比較して 2.9%増加しました。

歳入総額は、13 億 8,529 万 4,294 円で、このうち保険料収入は 3 億 11,107 万 9,247 円で、収納率は 98.8%となりました。

歳出総額は、13 億 4,938 万 9,438 円で、このうち保険給付費は 12 億 2,429 万 7,731 円となり、歳入歳出差し引き 3,590 万 4,856 円としています。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

議案第 66 号 令和元年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、すべての 75 歳以上の方が加入する医療保険制度で、県内の全市町が加入する広域連合が運営をおこなっています。

高齢化の進展に伴い、被保険者数、予算総額ともに増加しています。

歳入総額は、3 億 571 万 2,517 円、保険料収入は、1 億 2,562 万 5,084 円で、収納率は 99.5%でした。

一般会計からは、広域連合の事務費と保険給付費、保険基盤安定繰入金を合わせて、1 億 7,693 万 7,982 円を繰り入れました。歳出総額は、3 億 299 万 9,780 円で、歳入歳出差し引き、271 万 2,737 円を翌年度へ繰り越しました。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

議案第 67 号 令和元年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

自治体病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、厳しい状況にあります。

しかし、玉城病院は地域医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく、「町民の健康を支え、町民皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。

また、院長を中心に医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地

域包括ケアの実践にも努めています。

さて、決算の概要につきましては、令和元年度は、入院患者数が延べ、18,252人となり、前年度に比べ50人の減、また、外来患者数につきましては、延べ25,341人で前年度に比べ1,637人減、率で約6.1%の減となりました。経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益6億9,038万1,201円に対し、税込みの事業費用は7億1,356万520円となりました。その結果、今年度は税抜きの経常損失として、2,299万2,405円を計上し、特別利益、特別損失それぞれ500万円を差引し、当年度純損失を2,299万2,405円といたしました。

また、当年度未処理欠損金として前年度繰越欠損金3,396万5,228円を差し引きした5,695万7,633円を計上いたしました。

次に資本的収支であります。収入は5,389万4,000円、支出は7,620万5,840円となり、収入が支出に不足する額2,231万1,840円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第68号 令和元年度玉城町水道事業会計 剰余金の処分及び決算の認定について、提案理由を申し上げます。

令和元年度において、給水人口及び給水件数は、安定しているものの全体的に需要が減少し、前年度より給水収益は、減少となりました。

また、安定的かつ効率的な給水確保を目的に、配水管の更新および用水管布設工事に伴う布設替を実施しました。

決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益3億2,427万8,763円に対し、事業費用は、特別損失107万2,113円を含む2億5,147万8,617円となりました。

収支差引による当年度の純利益は、税抜きで、5,913万3,955円となり、未処分利益剰余金 変動額4,275万3,606円と合わせた1億188万7,561円を当年度未処分利益剰余金とし、うち、4,275万3,606円を資本金に、5,913万3,955円を減債積立金として処分しようとするものです。

資本的収支においては、収入1,174万600円 に対し、支出は1億8,947万8,270円となりました。

資本的収支差引による不足額1億7,773万7,670円は、減債積立金、過年度分 損益勘定留保資金および当年度分 消費税 資本的収支調整額で補填しました。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第69号 令和元年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及

び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、事業収益 3 億 6,556 万 6,299 円に対し、事業費用 3 億 5,764 万 3,053 円となり、差引額 792 万 3,246 円の当年度純利益となりました。

次に資本的収支であります。収入は 1,396 万 8000 円、支出につきましては 2,145 万 4,281 円となり、収入が支出に不足する額 748 万 6,281 円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第 70 号 令和元年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

下水道事業会計においては、令和元年度も国の交付金を活用した整備を継続すると共に、面整備が完了したホームタウン上田辺をはじめ、岡村および勝田地区の一部に於いて供用開始を実施しました。

決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益 3 億 9,157 万 9,923 円に対し、事業費用は、4 億 8,923 万 2,848 円となりました。

収支差引による当年度の純損失は、税抜きで、9,792 万 3,064 円であり、前年度繰越欠損金を併せた 10 億 1,526 万 8,160 円を当年度 未処理欠損金とするものです。

資本的収支においては、収入支出同額の 4 億 5,011 万 4,090 円となりました。

また、建設改良費 2,226 万 1,000 円 を翌年度へ繰り越す決算としました。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏） 会計管理者 藤川健君

○会計管理者（藤川 健） これより、一般会計並びに各特別会計の補足説明を申し上げます。それでは、議案第 60 号 令和元年度 玉城町一般会計 歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入総額 61 億 185 万 5,945 円に対し、歳出総額 58 億 6,918 万 5,157 円、歳入歳出差引額 2 億 3,267 万 788 円となりました。歳入歳出それぞれを前年度と比較すると、歳入では 4.4%、歳出では 2.8%減少いたしました。

さて、財政状況であります。財政の自由度を示す経常収支比率は 74.4%となり前年度比 1.1 ポイント増加し、地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担指標の実質公債費比率は、昨年度と同じ 7.5%となりました。また、財政力指数は 0.609 となりました。

以上、財政状況の概要であります。

それでは、歳入から説明いたします。1 ページをお願いします。

1 款 町税、収入済額 21 億 2,321 万 4,490 円、前年度比 4,638 万 7,268 円、率にして 2.1%の減少となりました。町民税の内、法人が、率にして 22.8%、8,459 万 8,150 円の減少が主な要因であります。町税全体の収入調定比率は、前年度と同じ 96.2%となりました。なお、町民税、固定資産税、軽自動車税において 4,217 万 8,951 円の不納欠損処分をいたしました。

欠損処分の対象は、倒産、所在不明、死亡、時効の成立などの理由により行ったものです。また、町税における収入未済額は前年度比 4,082 万 6,389 円、率にして 49.1%減少し、4,230 万 9,430 円となったところです。

次に、2 款 地方譲与税から 12 款 交通安全対策特別交付金は、前年度に対し増減はあるものの、それぞれの算出基準に基づき記載の金額の交付を受けたものであります。特に 10、款 地方特例交付金において、前年度比 7,651 万 8,000 円の増加となりました。子ども・子育て支援分の増加が主な要因であります。

次に、13 款 分担金及び負担金、収入済額 8,758 万 7,988 円、主なものは、過年度分を含む保育料の 8,308 万 50 円であります。また、保育料において 51 万 7,880 円の収入未済額を生じています。14 款 使用料及び手数料、収入済額 3,702 万 7,630 円、前年度と比較しますと、217 万 1,600 円の増加で土木使用料・住宅使用料の増加が主な要因であります。収入未済額の 1,007 万 1,735 円は、住宅使用料であります。決算年度の住宅使用料の収納率（収入済額／調定×100）は 96.1%となり、収入未済額は、昨年度比 47 万 9,465 円の減少となりましたが、年々過年度の滞納繰越分が増加しております。

15 款 国庫支出金、収入済額 5 億 3,749 万 6,708 円、並びに 3 ページの 16 款 県支出金収入済額 4 億 2,253 万 4,715 円は、児童手当・身体障害者保護事業関係のほか、それぞれ該当する事業の算出基準に基づき負担金、補助金、委託金のいずれかにおいて収入したものです。17 款 財産収入、収入済額 501 万 1,816 円は、前年度と比較しますと、251 万 5,279 円の増加で土地売払収入の増加が主な要因であります。18、款 寄附金は、8,683 万 7,886 円を収入いたしました。前年度に対し 1,191 万 7,725 円の減少であります。ふるさと応援寄附金 1,018 万 4,800 円、教育費寄付金 113 万 531 円の減少が主な要因であります。19 款 繰入金は、それぞれ実施しました事業の財源調整のため、交通安全対策事業基金、ふるさと応援基金、町債管理基金、財政調整基金から総額 2 億 6,095 万 2,030 円を繰入しました。21 款 諸収入は、1 億 1,697 万 378 円の収入額となりました。22 款 町債、3 億 9,350 万円は、各事業推進のための財源として借入したものです。

次に、歳出を説明いたします。5 ページからになります。

この決算では、翌年度繰越額、繰越明許費を 6 款 農林水産費で 3,100 万円、8 款 土木費で 5,256 万 3,000 円、9 款 消防費で 1,540 万円、10 款 教育費で 915 万 7,000 円、11 款 災害復旧費で 850 万円、13 款 諸支出金で 129 万 4,000 円、合計 1 億 1,791 万 4,000 円としました。

これよりの説明は、事項別明細書において事業単位の目を中心に説明いたします。
45 ページをお願いします。

1 款 議会費、支出済額 7,171 万 4,049 円、議員各位の報酬並びに事務局職員の人件費と議会活動等の経費及び行政視察等の経費であります。

2 款 総務費、支出済額 8 億 917 万 3,049 円で、1 項 総務管理費の内、1 目、一般管理費では特別職・総務関係職員の給料及び役場業務補助職員等の賃金のほか職員の人事評価・人材育成のための研修経費、例規改版等の経費を 47 ページからの 2 目、文書広報費では、毎月発行の広報たまき、ホームページ、行政チャンネルに係る経費を 49 ページの 3 目、財政管理費では、役場庁舎並びに関係施設で使用している電算機器、システムのリース料並びに保守点検経費、地方公会計業務に係る経費を支出いたしました。51 ページの 5 目、財産管理費では、役場庁舎・公用車の維持管理経費、個別施設計画策定のための点検調査経費を支出。また、町債管理基金、活性化対策事業基金、災害救助基金、ふるさと応援基金へ積立を行っております。6 目、企画費では、路線バス運行業務、個人番号、社会保障・税番号システム関係、コンビニ交付導入、総合計画・総合戦略策定、下外城田地区明るい未来づくりに関する調査研究等の経費を支出しています。53 ページの 7 目、交通安全対策費では、交通安全啓発事業 並びに小学校 新 1 年生へのヘルメット購入補助を支出し、また、緊急的に改善が必要な箇所の工事を実施しました。8 目、地域情報化 推進費では、庁舎内ネットワーク関係等の経費を支出しています。9 目、諸費では、各区への諸事務取扱手数料、自治区集会所の改修補助金、地域活動助成金の支出と自治区管理の防犯灯設置事業への補助 並びに 町管理防犯灯の設置・修繕を実施しています。

55 ページの 10 目、地方創生推進費では、地方創生推進交付金を活用し、玉城町 PR、ブランディング業務、集客交流施設新築工事を実施。また、地域おこし協力隊に係る経費を支出しました。57 ページの 2 項、徴税费は、税務住民課の内、賦課徴収職員の人件費と賦課徴収に係る経費 並びに 固定資産土地評価 業務委託料などを支出しました。59 ページの 3 項、 戸籍住民基本台帳費は、税務住民課の内、住民係に属する職員の人件費 並びに 電算システムの使用料などを支出しました。4 項 選挙費は、4 月 7 日に執行された知事・県議会議員選挙、7 月 21 日に執行された参議院選挙、9 月 15 日に執行された玉城町議会議員選挙に係る経費が主なものであります。65 ページの 5 項、統計調査費では、全国家計構造調査、農林業センサス等を実施いたしました。次に 3 款、民生費は、支出済額 21 億 21 万 5,279 円、前年度比 6.0%の増加であります。1 項、社会福祉費の内 1 目、社会福祉総務費では、町社会福祉協議会委託のバス運行業務のほか、民生児童委員の任期満了による改選、戦没者追悼式を実施しました。67 ページの 3 目、老人福祉費では、各種老人福祉事業を行いました。69 ページの 6 目、児童手当費では、中学校終了までの子どもの養育に対し手当を支給しました。手当の受給者は 1,247 人です。7 目、心身障害者福祉費では、在宅福祉事業並びに 生活支援事業のほか各

種事業を実施しました。71 ページの 8 目、福祉医療費については医療費に係る助成事業を実施したところであります。また、9 目、福祉・保健施設費では、保健福祉会館の維持管理経費を支出しました。73 ページの 2 項、児童福祉費 1 目、児童福祉総務費では、幼保無償化、児童クラブ増築工事、地域子育て支援事業のほか、各種事業を実施しました。75 ページ 2 目、児童福祉施設費では、保育所 並びに 児童クラブの運営経費が主なものであります。次に 77 ページの 4 款、衛生費の支出済額は、4 億 1,311 万 4,604 円で、各種検診・予防接種、健康づくり、救急医療事業のほか、ごみ・し尿等の処理にかかる広域組合への負担金及び合併浄化槽・ゴミ減量化事業、並びに再生可能エネルギー事業への補助金などを支出しました。81 ページの 2 項、清掃費は、清掃関係職員の人件費、収集・清掃に係る費用を支出しています。次に 5 款、労働費、支出済額 2,196 万 3,964 円は、玉城町生涯現役協議会に係る経費、伊勢地域勤労者福祉サービスセンター負担金と労働金庫を窓口とした勤労者への住宅・教育資金等貸付のための自治体協調融資貸付金であります。次に 6 款、農林水産費、支出済額 2 億 9,351 万 9,074 円、前年度比 14.7%の減少であります。1 項、農業費、83 ページの 1 目、農業委員会費では、委員報酬及び事務局経費を支出し、農地法許可申請審査のための総会を開催しています。2 目、農業総務費は、職員の人件費が主なものです。3 目、農業振興費では、担い手確保、経営強化支援事業等の農業振興経費、及び食料自給力向上対策事業、農業集落育成事業等に必要経費を支出しました。85 ページの 4 目、畜産振興費では、特産松阪牛素牛導入支援事業等を実施しました。5 目、農地費では、町単独事業のほか、農業基盤の充実のため各種県営事業等へ負担金を支出、また、多面的機能支払交付金事業の活動組織へ交付金を支出しました。87 ページの 2 項、林業費では、公共施設の木質化関係経費、有害鳥獣捕獲業務、林道補修工事を実施いたしました。また、みえ森と緑の県民税市町交付金基金、森林環境譲与税基金へ積立を行っております。

次に 7 款、商工費、支出済額 1 億 141 万 8,718 円、沢山の方々からふるさと応援寄附金を頂きました。寄附いただいた方へ地域特産品を進呈し、町内特産品の振興と PR に努めました。新型コロナウイルスの影響をうけ、桜まつり事業は中止となりましたが、城跡桜ライトアップについては実施したところであります。

サニーロード沿線の度会町、南伊勢町と連携し誘客促進事業などに取組み、玉城町観光まちづくり協会の 組織育成を通じ、観光案内、情報発信、誘客促進に。また、消費税引き上げに伴うプレミアム付商品券事業について取り組みました。次に 89 ページ、8 卷、土木費は、支出済額 2 億 7,728 万 1,681 円。前年度比 7.0%の減少となりました。1 項、土木管理費では、道路台帳、上下水道台帳等のデータ更新業務を委託しています。91 ページ 2 項、道路橋梁費では、町道路線の修繕、並びに維持工事を実施し、93 ページの 3 目、道路新設改良費で用地取得に係る経費の支出、防災安全交付金を活用し、橋梁維持修繕工事、交通安全施設設置工事を実施しました。3 項、河川費は、準用河川並びに準用河川に準ずる河川の維持管理を行うと共に浚渫、改修工事などを実施したほか、

繰越明許費において外城田川治水整備検討業務、外城田川ほか浸水想定区域図作成業務を実施しました。95 ページの 4 項 都市計画費は、都市計画に関する事務、たまき水辺の楽校の維持管理を含む公園事業を実施しました。平成 22 年度に着手した地籍調査事業を継続実施いたしました。97 ページ 5 項、の住宅費では、町営住宅の修繕を中心に維持管理に努めました。また、個人住宅の耐震補強・木造空き家住宅除去・ブロック塀除去工事に補助金を支出しました。次に、99 ページ、9 款、消防費は、支出済額 2 億 5,032 万 1,988 円で、前年度比 2.4%の減少となりました。消防費の主なもの、常備消防費で、伊勢市への広域消防委託料、伊勢市消防署玉城出張所改築基本計画策定業務であります。非常備消防費では、町消防団の活動費、4 目、災害対策費では、家具転倒防止器具取付業務、中央公民館窓ガラス等飛散防止対策工事、災害対策備品購入等を行いました。101 ページの 5 目、防災対策費では、防災行政無線設備の維持管理、地域防災計画改定業務、防災行政無線改築設計業務、河川遠隔監視カメラ照明新設、自主防災組織資機材等整備費の補助金を支出しました。次に 10 款、教育費は、支出済額 5 億 4,760 万 4,792 円、前年度比 5.1%の増加となりました。103 ページ 1 項、教育総務費では、教育委員の報酬並びに教育長・職員の給与費のほか度会郡指導主事共同設置の負担金、育英基金への積立及び A L T (外国語指導助手) の給与・派遣料などを支出しました。105 ページ、2 項、小学校費では、小学校 4 校の管理費のほか、きめ細やかな教育に取り組むため学習支援員 並びに 少人数学習指導・理科離れをなくすための非常勤講師を配置し、基礎学力の向上に努めました。また、各小学校の施設整備を実施しました。(有田小学校校舎北側出入口扉改修 並びに運動場補修工事、下外城田小学校運動場改修工事、田丸小学校プール塗装補修工事、体育館床研磨工事、外城田小学校教室床改修工事 等)、107 ページ 3 項、中学校費は、小学校費と同様に学校管理費のほか、学習支援員・非常勤講師を配置し学力向上に努めるとともに、教育環境整備として、運動場およびテニスコートの整備工事等を実施しました。111 ページ 5 項、社会教育費は、各種社会教育事業として、ふるさと講演会、コンサート、成人式並びに公民館講座事業を実施し、文化財関係では、玄甲舎庭園の復元・住居庭整備などの工事を実施しました。田丸城関連では、石垣修復のための基本設計業務、仮設進入路、眺望サインの設置、石垣解体工事を実施しました。115 ページ 6 項、保健体育費は、町体育協会・全国大会出場選手等への補助、美し国市町対抗駅伝大会への出場、スポーツ推進委員協力のもと町民体育祭の開催、体育施設の維持管理、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組みました。次に 117 ページ、11 款、災害復旧費は支出済額 7,483 万 7,080 円で、公共土木施設災害復旧費において、相合川、外城田川、各地区排水路の災害復旧工事を実施。

(野籾排水路・矢野 積良排水路・汁谷幹線排水路他)

119 ページ 2 項、農林水産施設災害復旧費においては、城西農道 (93 号線) 測量設計業務、林道排水路・導水路復旧工事などを実施しました。(林道追谷線排水路ほか、林道山田新池導水路復旧工事)。 次に 12 款、公債費、支出済額 4 億 709 万 7,667 円は、地

方債の元利償還金であります。次に13款、諸支出金、支出済額5億92万3,212円は、病院事業、水道事業、介護老人保健施設事業、公共下水道事業の各公営企業会計への繰出金です。121ページをお願いします。最下段の歳出合計 当初予算額56億2,100万円、補正予算額3億7,600万円、平成30年度からの繰越事業費繰越額1億6,520万7,000円、計、61億6,220万7,000円に対し、支出済額58億6,918万5,157円、翌年度繰越額、繰越明許費が1億1,791万4,000円で、不用額が1億7,510万7,843円となりました。

123ページの 実質収支に関する調書をご覧ください。ただ今、説明いたしました歳入総額から歳出総額を差し引きました、歳入歳出差引額は2億3,267万788円となります。この内、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額の3,611万4,000円を差引きました実質収支額は1億9,655万6,788円となります。地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定に基づき、基金繰入額を1億円といたしました。124ページ以降には、財産に関する調書を添付しています。ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

これから説明します各特別会計は、それぞれの事業目的に基づいて設置した会計となっておりますので、事項別明細書での説明は省略させていただき、決算書のページで説明いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議案第61号 令和元年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。1ページをお願いします。1款、国民健康保険料、収入済額、一般と退職者分、合わせて2億4,570万1,029円、過年度と合わせた収納率は88.7%となりました。また、過年度からの債権について313万6,729円を不納欠損処分といたしました。5款、繰入金、収入済額2億569万8,711円は、法定外繰入600万1,924円を含む一般会計繰入金と財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出を説明いたします。3ページをお願いします。1款、総務費、支出済額3,177万4,976円は、職員人件費並びに事業運営のための事務経費であります。2款、保険給付費、支出済額9億3,819万5,814円、療養諸費が、全体の87.2%を占めております。保険給付費は、昨年度と比較しますと3.3%の増加となりました。3款、国民健康保険事業納付金、支出済額4億4,917万1,703円は、県への財政主体一元化に伴う負担金です。4款、保健事業費、支出済額2,467万9,968円、これは、国民健康保険の保健事業として実施している特定健康診査等事業、人間ドック等の経費です。7款、諸支出金、支出済額1,575万6,489円は、主に県負担金の過年度分清算に伴う返納金及び直営診療施設である玉城病院への施設整備にかかる繰出金です。8款、予備費は、必要科目へ充用後の残額を不用額といたしました。23ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 15 億 54 万 4,970 円、歳出総額 14 億 5,967 万 2,324 円、歳入歳出差引額の 4,087 万 2,646 円が実質収支額となります。地方自治法の規定に基づき基金繰入額を 2,100 万円とし、決算といたしました。

詳細につきましては、5 ページから 22 ページの事項別明細書をご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明とさせていただきます。次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いいたします。

議案第 61 号 令和元年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この特別会計は、平成 8 年度の貸付を最後に、その後の新規貸付はありません。平成 8 年度以前に貸付を受けられた方々からの償還金に係る継続事業となっています。

歳入から説明いたします。1 ページをお願いいたします。

1 款、県支出金、収入済額 5 万 9,000 円、償還事務全般に係る推進助成事業補助金です。2 款、繰入金、収入済額、19 万 2,000 円、一般会計から償還事務に係る経費全般を収入しました。3 款、諸収入、収入済額 115 万 2,636 円、貸付金の元金及び利子の収入合計額です。調定額に対し、3,607 万 4,444 円の収入未済額を生じております。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いいたします。

1 款、償還管理事業費、支出済額 64 万 4,702 円、償還事務全般の経費であります。2 款、公債費、支出済額 56 万 2,749 円、償還元金、利子並びに一時借入金利子の合計額です。3 款、前年度繰上充用金は、2,677 万 5,373 円であります。9 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 140 万 3,636 円、歳出総額 2,798 万 2,824 円、歳入歳出差引額は、2,657 万 9,188 円の不足額となりました。この不足額を、翌年度繰上充用金により補填し、決算といたしました。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、山村振興事業 特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いいたします。

議案第 63 号 令和元年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。ふれあいの館の令和元年度利用者数は、5 万 7,761 人、営業日数平均で 202 人となり、前年度比 91.9%となりました。歳入から説明いたします。1 ページをお願いいたします。1 款、使用料及び手数料、収入済額 1,994 万 2,550 円、弘法温泉入浴者の使用料であります。3 款、諸収入、収入済額 279 万 7,001 円、入浴関係用品販売収入、テナント料等であります。5 款、繰入金、収入済額 1,890 万 6,874 円は、一般会計から入湯税分及び施設の運営に係る経費分を繰入したものです。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いいたします。1 款、管理運営費、支出済額 4,233 万 517 円、アスパア玉城の施設全体の維持・管理経費及び入湯税であります。

2 款、 予備費は、 予算額全額を不用額としました。9 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 4,333 万 517 円、歳出総額 4,233 万 517 円、歳入歳出差引額は、100 万円の実質収支額となり翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、山村振興事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 補足説明の途中ですが、1 時間たちましたので、ここで 15 分の休憩をさせていただきます。

（午前 10 時 00 分 休憩）

（午前 10 時 15 分 再開）

○議長（山口 和宏） 休憩前に引き続き、補足説明を行います。

会計管理者 藤川健君

○会計管理者（藤川 健） 農業集落排水事業特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第 64 号 令和元年度玉城町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この事業は、農業集落区域における下水道施設整備事業で、汁谷川・菱川流域周辺の水質保全を担う事業です。施設整備は平成 22 年度に完了し、区域内の汚水処理並びに施設の維持管理が主な内容であり、元年度中の新たな接続は 4 件で、総接続数は 399 件となり、接続率は 93.22%となりました。前年度比 0.5 ポイントの増加となりました。

また元年度の汚水処理量は、12 万 4,368 m³となりました。昨年度末（30 年度末）に策定した最適整備構想に基づき使用年数が経過した機器類について取替等を実施しています。歳入から説明いたします。1 ページをお願いします。1 款、分担金及び負担金、収入済額 15 万 2,777 円は、受益者分担金 1 件分です。2 款、使用料及び手数料、収入済額 1,147 万 6,871 円は、下水道使用料です。2 万 4,567 円の収入未済額を生じています。4 款、繰入金、収入済額 5,690 万 5,119 円、一般会計並びに基金からの繰入金であり、基金からの繰入は、建設事業分の起債の償還利息の財源としています。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いします。1 款、農業集落排水事業費、支出済額、2,410 万 2,867 円、処理場の運転経費、施設全体の維持管理経費です。2 款、公債費、支出済額、4,376 万 4,886 円、施設建設のために借入れた起債の償還金です。3 款、予備費は、予算額全額を不用額としました。13 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 6,871 万 3,058 円、歳出総額 6,786 万 7,753 円、歳入歳出差引額は 84 万 5,305 円の実質収支額となり、翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、農業集落排水事業 特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、介護保険特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第 65 号 令和元年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。1 ページをお願いします。1 款、保険料、収入済額 3 億 1,107 万 9,247 円、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収した保険料です。現年度分の収納率は、99.6%で 滞納繰越分を含めた全体の収納率は、98.8%となりました。また、過年度からの債権について、62 万 9,830 円を不納欠損処分といたしました。2 款、国庫支出金、収入済額 3 億 1,060 万 4,125 円、介護給付費の国庫負担金と調整交付金が主なものです。3 款、支払基金交付金、収入済額 3 億 4,040 万 8,000 円、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料が支払基金を通じて交付されたものです。4 款、県支出金、収入済額 1 億 9,145 万 837 円、介護給付費の県負担金が主なものです。6 款、繰入金、収入済額 1 億 9,920 万 8,248 円、一般会計からの繰入は、介護給付費の町負担分及び運営事務費が主なものです。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いします。1 款、総務費、支出済額 3,878,933 円、事務及び要介護認定の経費であります。2 款、保険給付費、支出済額 12 億 2,429 万 7,731 円、歳出総額の 90.7%を占めております。令和元年度は、第 7 期介護保険事業計画の中間年度で、保険給付費は事業計画より 7.2%の減となりましたが、前年度と比較して 2.9%増加の実績となりました。3 款、地域支援事業費、支出済額 6,080 万 8,519 円、介護予防事業、地域包括支援センター等の経費であります。5 款、諸支出金、支出済額 2,541 万 3,323 円、主に国、県負担金の過年度収入金の精算による払戻です。21 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 13 億 8,529 万 4,294 円、歳出総額 13 億 4,938 万 9,438 円、歳入歳出差引額は、3,590 万 4,856 円の実質収支額となり、地方自治法の規定により基金繰入額を 1,800 万円とし、決算といたしました。以上、介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補足説明をいたします。決算書をお願いします。

議案第 66 号 令和元年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。1 ページをお願いします。1 款、後期高齢者医療保険料、収入済額 1 億 2,562 万 5,084 円、保険料の収納率は、99.5%です。高齢化の進行に伴い、年々被保険者が増加し、令和元年度末現在で 2,146 名となりました。3 款、繰入金、収入済額 1 億 7,693 万 7,982 円、この会計の運営経費のほか、後期高齢者医療広域連合の事務費及び療養給付費、並びに低所得者にかかる保険基盤安定制度の玉城町負担分を一般会計から繰入れたものです。

次に、歳出を説明いたします。3 ページをお願いします。1 款、総務費、支出済額 512 万 4,513 円、事務経費であります。2 款、後期高齢者医療広域連合納付金支出済額 2 億 9,782 万 6,886 円、広域連合事務経費と療養給付費及び保険基盤安定制度の玉城町負担分並びに町で収納しました保険料を納付したものです。3 款、諸支出金、支出済額 4 万 8,381 円は、資格喪失等のために還付した過年度分の保険料還付金です。

13 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額 3 億 571 万 2,517 円
歳出総額 3 億 299 万 9,780 円、歳入歳出差引額は、271 万 2,737 円の実質収支額とな
り翌年度へ繰越す決算といたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明とさせていただきます。

一般会計並びに各特別会計決算の認定につきまして、ご審議の上ご承認いただきます
ようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古憲司 君

○病院老健事務局長（中世古 憲司） それでは担当いたします 議案第 67 号 令和元
年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして説明を申し上げます。

議案書 1 ページの決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございますが、こちらにつきましては税込み金額にて計
上いたしておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

はじめに収入でございます。病院事業収益は予算額 6 億 7,224 万 1,000 円に対しまして、
決算額は 6 億 9,038 万 10,201 円となり、予算対比では 1,814 万 201 円の収入超過とな
りました。執行率といたしましては、約 102.7%でございます。

次に支出でございますが、病院事業費用予算額 7 億 2,245 万 9,000 円に対しまして、
決算額は 7 億 1,356 万 520 円となり、不用額 889 万 8,480 円となりました。執行率は約
98.8%でございます。この内容につきましては、3 ページの損益計算書で説明いたしま
すので、3 ページをお願いします。ここからの金額の計上につきましては、税抜き金額
でございますので、先の決算報告書の金額と合致いたしませんので、よろしくお願
いいたします。

はじめに、医業収益でございますが、まず、入院収益におきましては、年間延べ患者
数は、予算予定量 18,158 人に対し 18,252 人となり 94 人超過で、日平均 49.9 人、病床
利用率は約 99.7%でありました。

収益金額といたしまして、4 億 1,350 万 2,183 円で、前年度比 1.09%増でありました。

つぎに、外来収益におきましては、延べ患者数 25,341 人、一日平均 105.6 人で、こ
の収益が 1 億 3,854 万 290 円で、前年度比ほぼ横ばいでありました。

その他医業収益といたしましては、5,632 万 6,219 円で前年度比 2.4%の減であります。

これら医業収益を合わせまして 6 億 836 万 8,692 円で、前年度比約 5.7%増で 3,293
万 2,506 円の増額となりました。常勤内科医師の不在、医師不足による三重大学医学部
からの派遣医師の減少など、厳しい状況下が続いておりますが入院においては、令和元
年度におきましては、療養病床 50 床を有効利用し、50 床のうち 10 床を地域包括ケア入
院管理料算定の病床とし、近隣の病院との連携を強化、入退院調整をすることにより病
床利用率をほぼ 100%で稼働させています。外来においては、内科の患者様を院長によ
る総合診療でのフォローと非常勤の内科医師の確保により、診療報酬の確保に努めまし

た。

次に医業費用でございますが、職員の給与費が4億7,176万4,768円、前年度比約9.4%の増、薬品等の材料費が5,527万4,326円前年度比約4.1%の増、経費が1億303万3,680円、前年度比約5.2%増で、その他減価償却費、研究研修費のそれぞれの費用を合わせまして、合計6億6,980万243円、前年度比8パーセントの増となりました。したがって、医業収支の医業損失といたしましては、6,143万1,551円、医業収支比率約90.8%となり、前年度と比較すると医業損失額は、1,704万224円増加いたしました。

また、医業外収益においては、一般会計から補助金79万5,000円、負担金6,036万5,000円、その他収益を合わせまして、合計7,178万545円となりました。医業外費用では、企業債利息等の1,051万9,454円のほか、それぞれの費用合わせて合計3,334万1,399円となりました。結果、経常収支といたしましては、経常損失2,299万2,405円を計上しました。また、元年度におきましても昨年に引き続き、三重大学医学部寄付金講座への寄付金として、特別利益及び特別損失をそれぞれ500万円計上し、当年度純損失を2,299万2,405円とし、前年度繰越欠損金3,396万5,228円を差引し、当年度未処理欠損金を5,695万7,633円といたしました。

以上の科目別明細につきましては、キャッシュ・フロー計算書を19ページに、収益費用明細書を20ページから22ページに添付いたしておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に2ページに戻りまして、資本的収支でございます。収入では、予算額5,389万4,000円に対しまして決算額は同額の5,389万4,000円となり、支出では予算額7,620万6,000円に対し、決算額7,620万5,840円であります。この収支不足額2,231万1,840円は過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、建設改良費3,585万8,900円につきましては、X線TVシステムほか17ページ記載のと通りの医療用機器等の購入費用であります。

その他添付資料といたしまして、5ページに剰余金計算書を、6ページに欠損金処理計算書を7ページから9ページに貸借対照表を11ページから18ページに事業報告書、また、19ページ以降にはキャッシュ・フロー計算書、付属明細書と、この会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。

ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上病院事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第69号 令和元年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

議案書1ページの決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、介護老人保健施設事業収益予算額3億6,409万5,000円に對しまして、決算額3億6,556万6,299円となり、予算対比では147万1,299円の収入超過で、執行率約100.4%でございます。次に支出ですが、介護老人保健施設事業費用予算額3億7,017万7000円に對しまして、決算額3億5,764万53円となり、不用額1,253万3,947円で執行率約96.6%でございます。

この内容につきましては、3ページの損益計算書により事業ごとに説明申し上げます。3ページをお願いします。

1項の施設営業収益でございますが、長期短期入所合わせて年間延べ利用者数18,272人前年度比1.1%減で、一日平均49.9人の利用があり、これに對します収益は、2億2,778万7,464円で、前年度比2.3%減となりました。これに對します2項の施設営業費用は、給与費等の費用合計が2億4,901万3,403円で前年度比約7.9%減となり、差し引き2,122万5,939円の営業損失となりました。

3項の通所営業収益でございますが、年間延べ利用者数5,500人、前年度比0.2%増、一日平均17.9人の利用があり、

これに對します収益は、5,919万5,641円で、前年度比約2.1%増となりました。

これに對します4項の通所営業費用は、給与費等の費用合計が5,878万6,713円で前年度比約3.3%増で、差し引き40万8,928円の営業利益となりました。

次に4ページ、5項、訪問看護営業収益であります。年間延べ利用者数が3,195人前年度比約8.2%減で日平均13.3人となりました。

この営業収益は、合計で2,178万206円、前年度比12.9%の減でありまして、これにかかる6項の営業費用は、合計で1,582万9,071円、前年度比約2.1%の減となり、差し引き595万1,135円の営業利益となっております。7項、訪問介護営業収益であります。年間延べ利用者数が2,667人、前年度比約7.3%減、日平均11.1人となり、この営業収益が1,195万2,950円、前年度比約5.4%減でありまして、これにかかる8項の営業費用は、合計で1,064万3,296円、前年比約5%の増となり、差し引き130万9,654円の営業利益となっております。

次に、9項、居宅介護支援営業収益であります。年間延べ1,696人、前年度比4%減で、月平均141.3人の利用があり、この営業収益が2,486万5,610円、前年度比約3.3%減、これにかかる10項の営業費用が、2,236万7,871円、前年度比ほぼ横ばいとなり差し引き249万7,739円の営業利益となっております。

次に、営業外収益であります。一般会計からの償還利息等への補助金と運営補助金で1,651万1,000円及び公会計制度の改正による長期前受金戻入245万2,307円を含め、合計1,975万3,373円、営業外費用につきましては企業債利息100万2,699円であり、差し引き1,875万674円の営業外利益となっております。従いまして、事業全体では、経常利益は、792万3,246円になり、前年度繰越欠損金3,517万1,182円を差し引いた

2,724万7,936円を当年度未処理欠損金といたしました。

以上の損益計算書の明細につきましては、21ページにキャッシュフロー計算書を、22ページから28ページに収益費用明細書を添付いたしておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に2ページにお戻りいただきまして、資本的収支でございます。

収入では、予算額1,396万9,000円に対しまして、決算額1,396万8,000円で、一般会計補助金であります。

支出では予算額2,145万5,000円に対し、決算額2,145万4,281円となりました。

内容については、記載のとおり企業債償還金となっております。なお、収支における不足額748万6,281円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

その他添付資料といたしまして、6ページに剰余金計算書を7ページに欠損金処理計算書を8、9ページに貸借対照表を11ページから19ページに事業報告書、また、21ページ以降にはキャッシュフロー計算書、付属明細書を添付させていただいておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂浩行君

○上下水道課長（真砂 浩行） それでは、所管いたします議案第68号及び第70号の補足説明をいたします。

まず、議案第68号 令和元年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開き下さい。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。上段の収入について、水道事業収益全体で、予算額の合計欄3億2,314万9,000円に対して、決算額は、3億2,427万8,763円で、112万9,763円の収入増となりました。決算額の内訳は、営業収益 3億129万9,252円、営業外収益2,297万9,511円です。下段の支出について、水道事業費用全体で、予算額の合計欄、2億8,000,579万4,000円 に対して、決算額は、2億5,417万8,617円で、3,161万5,383円 の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用 2億3,850万3,638円、営業外費用1,460万2,866円、特別損失107万2,113円です。この内容について、損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開き下さい。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先程の決算報告書とは数字が合致いたしませんのでご了承ください。

まず、営業収益の合計は、2億7,699万8,437円で、主なものは給水収益 2億7,577万3,522円です。給水収益は前年度と比較して175万2,091円の減、率にして0.63%減少しました。収納率は決算時点で 85.15 %、5月末時点では99.70%となっております。

給水収益の詳細は、年度間の有収水量が200万9,309立方メートルとなり、前年度と比較して1万9,292立方メートルの減、率にして0.95%減少しました。なお、有収率は、86.72%でした。給水人口は、1万5,386人で、前年度と比較して、70人の減少、一方、給水件数は、6,141件で、前年度と比較して34件の増加となり、町全人口に対する給水人口の割合は、99.80%でした。

つづいて、営業費用の合計は、2億3,202万8,673円で、主なものは、原水費4,102万8,745円、配水費1,972万2,968円、総係費4,314万7,193円、減価償却費1億2,742万5,674円です。営業収支差引の結果、営業利益は、4,496万9,764円となりました。次に、営業外収益の合計は、2,295万7,148円で、主なものは、長期前受金戻入2,190万8,457円です。

続いて、営業外費用の合計は、772万844円で、主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費745万9,656円です。営業外収支差引の結果が、1,523万6,304円となり、営業および営業外収支を併せた経常利益は、6,020万6,068円となりました。

この経常利益と特別損失107万2,113円を併せた当年度純利益は、5,913万3,955円となり、その他の未処分利益剰余金変動額4,275万3,606円と併せた1億188万7,561円が当年度未処分利益剰余金となりました。以上の科目別明細については収益費用明細書を24ページから27ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に5ページをお開き下さい。剰余金の処分案ですが、未処分利益剰余金の年度末現在高1億188万7,561円のうち、4,275万3,606円を資本金への組入れとし、5,913万3,955円を減債積立金として処分したいとするものです。

次に2ページにお戻りください。

資本的収入および支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄1,404万円に対して、決算額は1,174万600円で、229万9,400円の収入減少となりました。決算額の内訳は分担金及び繰入金であり、舗装復旧工事（勝田町地内）に伴う建設課工事負担金および新規加入に伴う加入者分担金等となっています。

つづいて下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄2億8,774万8,000円に対して、決算額は、1億8,947万8,270円となり、差引9,826万9,730円のうち、9,749万3,000円は、翌年度繰越額で、77万6,730円は、不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費1億3,389万459円、固定資産購入費145万7,149円、償還金4,275万3,606円、他会計返還金1,137万7,056円です。なお、資本的収支における不足額1億7,773万7,670円は、減債積立金4,275万3,606円、過年度分損益勘定留保資金1億2,411万4,565円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,086万9,499円で補填しました。建設改良費における主要工事の概要11件については13ページに、その他の添付資料といたしまして、4ページに剰余金計算書6ページから7ページに貸借対照表9ページから21ページに事業報告書23ページにキャッシュフロー計算書24ページ以

降に付属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第 68 号 令和元年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第 70 号 令和元年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、説明を申し上げます。議案書の決算報告書 1 ページをお開き下さい。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、下水道事業収益全体で、予算額の合計欄、3 億 8,932 万 3,000 円に対して、決算額は、3 億 9,157 万 9,923 円で、225 万 6,923 円の収入超過となりました。決算額の内訳は、営業収益 1 億 2,617 万 9,405 円、営業外収益 2 億 6,458 万 1,370 円、また、国費返還金に伴い相当する減価償却分戻入として発生した特別利益 8 1 万 9,148 円です。

下段の支出について、下水道事業費用全体で、予算額の合計欄 5 億 328 万 2,000 円に対して、決算額は、4 億 8,923 万 2,848 円で、1,404 万 9,152 円の不用額となりました。

決算額の内訳は、営業費用 3 億 9,813 万 7,292 円、営業外費用 9,027 万 8 円、特別損失 82 万 5,548 円です。

この内容について損益計算書で説明いたしますので、3 ページをお開き下さい。なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先程の決算報告書とは数字が合致いたしませんのでご了承ください。まず、営業収益の合計は、1 億 1,594 万 729 円で、主なものは、下水道使用料 1 億 1,571 万 6,729 円です。下水道使用料は前年度と比較して 853 万 4,845 円の増、率にして 7.96%増加しました。収納率は決算時点で 84.34%、5 月末時点では、99.75%となっています。営業収益の詳細は、年度間の汚水処理量が 121 万 782 立方メートルとなり、前年度と比較して 6 万 720 立方メートルの増、率にして 5.28%増加しました。新たにホームタウン上田辺及び岡村、勝田地内の一部において、供用を開始したことから、下水道処理計画区域内の人口に対する普及率は、98.89%となり、前年度の 97.91%から 0.98 ポイント増加しています。

また、供用開始区域内での接続人口は、前年度の 1 万 167 人から 274 人増加の 1 万 441 人となり、接続率としては 77.96%、前年度の 77.25%から 0.71 ポイント増加しています。なお、全人口に対して水洗便所が利用できる人口の割合を示す、下水道処理人口普及率は、公共下水道で 85.90%、農業集落排水と併せると 94.90%となりました。

○議長（山口 和宏） 以上で決算の補足説明はおわりました。

続いて、監査委員に決算審査の結果報告を求めます。

監査委員 中村功君

○監査委員（中村 功） それでは、お手元の報告第 8 号、第 9 号により報告を行います。

今議会において、一括上程されております議案第 60 号ないし議案第 70 号までの令和元(2019)年度玉城町一般会計及び、各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに各企業会計の事業決算の認定につつまして 決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査は、去る 7 月 1 日から 7 月 14 日までの間に亘り、役場第 2 委員会室において奥川直人 委員とともに行いました。

はじめに、議案第 60 号ないし議案第 66 号 令和元(2019)年度玉城町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算にかかる決算審査の結果につつましてご報告申し上げます。地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき、町長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産および基金の運用状況を示す書類につつまして、審査を行いました。以降、意見書の関連ページを説明いたします。

審査意見書の 1 P には、審査結果の概要を記載していますが、いずれの書類も関係法令に基づいており、その計数は関係諸帳簿、証憑書類等を照会いたしました結果、正確であり、予算の執行につつましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

公有財産、物品、基金につつましては、10 P から 12 P に記載していますが、その運用、管理につつましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

特に土地、建物等の公有財産の管理につつましては、関係法令などに定められた公有財産台帳、管理簿をはじめ、図面等の関係書類は、整備されており、今後も、財産異動台帳への記載に遺漏なきよう注意を払われたい。

このほか、行政運営における意見として、防災対策について近年増加傾向にある地震や台風、豪雨などによる自然災害、更に今年、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症の発生に備え、強靱なまちづくりとして、自治区での自主防災組織づくりにより、住民の防災意識の醸成を図り、防災減災対策に万全を期されたい。さらに、施設管理については、今後策定される公共施設等個別施設計画に基づき、十分な安全点検を実施するとともに、効率的な維持管理を行い、安全性と機能性を確保されるよう望むところであります。

人材育成について、職員の人材育成を図るため、各種研修会への積極的参加を行っていますが、日常業務を行う中で当該目的を図る手段もあり、例えば、昨今「まちづくり計画」など、計画の多くは業者に委託されています。その結果、職員は計画が、十分、自分のものになっていないのではないかと。職員自ら汗をかき、研究し、労を費やすことで現実的な計画ができる。こうしたことを重ねることで職員は仕事に対し真の充実感と達成感を得ることができ、実力が養われていくと考えます。

また、毎年新しい事業がスタートをしていますが、中長期に及ぶ事業において結果の見極めや定期的な進捗管理等の充実強化を図られたい。

事業には計画性と見通しを持つことが重要であります。全庁的に地権者の了解が得ら

れず、事業が見送られているケースがありますが、どんな事業を行うにせよ、事前に完成に至るまでのあらゆる障害になる課題を想定し、克服した上で事業着手にとりかかるべきであり、拙速に物事を決定することなく十分な検討機会を持つことが重要であります。引き続き、町総合計画や行財政改革プラン「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に実行し、かつ年度ごとの検証を実施していくことが重要であります。町民とのコミュニケーションを大切にし、町民ニーズに応えられるよう住民主体の自治体運営が行われることを期待するものであります。

5Pをご覧ください。

一般会計の決算であります。歳入総額は、61億185万5,945円で、前年度比較で4.4%の減少となっております。歳出は58億6,918万5,157円で、前年度と比べて、2.8%の減少となり、翌年度へ繰越すべき財源3,611万4,000円を差し引いた実質収支額は1億9,655万6,788円であります。

6Pから8Pをご覧ください。

6Pの歳入の状況について、歳入の根幹となる町税収入全体は、前年度と比べ2.1%の減少となり、8Pの町民税では、7.9%の減少となりました。中でも法人町民税は、22.8%減少し2億8,660万8,300円となり、8,459万8,150円の減収となっております。その様な状況の中で、本年度は固定資産税等4,217万8,951円の不納欠損処分を行った結果、町税の収入未済額は、4,230万9,430円となりました。町財政の自主財源の根幹となる町税の収入未済額の減少と収納率の向上には、万全の対策を講じ、税の公平性を確保するためにも、玉城町町税等滞納整理機構による徴収の強化、さらに、三重地方税管理回収機構との連携を、より密にして、滞納者には、法に則って、粛々と徴収に努められたい。

なお、回収不能の債権については、今後も未収金の債権としての価値の有無などの法的な調査、確認を十分に行い適切な処理に努められたいと思います。

次に、歳出の状況であります。9Pをご覧ください。

予算の執行率は95.2%で、各科目の歳出内容については概ね、経費の節減に努力し、計画的に事業が推進されております。歳出における決算額は、58億6,918万5,157円で、翌年度繰越額は、1億1,791万4,000円となり、前年度と比較すると、28.6%減少しています。大きなものは、土木費で測量設計委託料はじめ河川災害防止事業に伴う経費、農林水産費でため池耐震整備計画委託料、消防費で玉城出張所建設工事設計委託料などで、国の補助事業関連などの翌年度繰り越しは止むを得ないものの、会計年度内での処理が原則であることを留意されるよう望むものであります。予算の執行につきましては、概ね適正に処理されていますが、とりわけ、業務の発注に際しては、法令等に則った競争入札や、長期継続契約の有効活用を図りながら、適切な会計処理を期待するものであります。なお、不用額は、1億7,510万7,843円で、前年度より7.5%減少していますが、なるべく不用額を出さないよう予算措置を望むものであります。

次に、玉城町国民健康保険特別会計をはじめ、6事業の特別会計についても審査を行い、決算審査意見書の13Pから20Pにわたり、その結果を記載いたしました。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳簿類と照合致しました結果、いずれの会計も正確に処理にされていると認めた次第であります。

13Pの「国民健康保険特別会計」について、今年度は、保険給付費の増加に伴い、歳入歳出差引額が4,087万2,646円となり、基金への積立2,100万円を差し引いた額1,987万2,646円を翌年度へ繰り越す決算となりました。財政運営の主体が三重県となるなか、町は町民の健康保持に努め、今後、保険料の県統一化に向けて、賦課方式変更のための段階的な措置の検討が必要となります。また、健全な保険制度の運営は、保険者の公平性の保持のうえからも、未収金対策をしっかりと講じられるよう望むものであります。

19Pの「介護保険特別会計」については、歳出総額は、予算額14億883万3,000円に対し13億4,938万9,438円で、介護サービス給付費実績が計画値より下回ったことにより、5,944万3,562円が不用額となりました。介護サービス給付費の実績は12億2,429万7,731円で、前年度実績と比べると2.9%増加しています。高齢化の進行により今後も介護給付費の増加が予想されます。地域のニーズに応じたサービスを行うための支援体制を整えていくことが重要であり、地域支援事業の更なる充実を望むものであります。

なお、これ以外の特別会計につきましては、その詳細を16Pから18P、及び、20Pに記載しましたので、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第67号 令和元(2019)年度玉城町病院事業会計決算の認定についてないし議案第70号 令和元(2019)年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

報告第9号「玉城町公営企業会計決算審査意見書」をご覧ください。

この4事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則等に則り、運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業会計決算ならびに決算諸表はいずれも地方公営企業法の諸規定および会計原則に準拠して作成されており、かつ、諸帳簿、書類を照合、点検の結果、いずれも符合し、計数的にも正確であり、予算の執行も計画的、効率的に行われ、当該年度の実績および財政状況を適正に示していると認めた次第であります。

それでは事業会計別にご報告申し上げます。

まず病院事業会計でございますが、2Pをご覧ください。

玉城病院の年間入院患者数は延べ18,252人で前年度と比べ0.3%(50人)減少しています。外来患者数は年間延べ25,341人で前年度と比べ、6.1%(1,637人)の減少となっております。3P、下段の「決算について」の損益計算以下4事業(消費税を含まない)によりますと、入院収益は、4億1,350万2,183円となり、前年度と比べ、3,409

万 8,682 円で 9.0%の増収なっています。また、外来収益も、1 億 3,854 万 290 円となり、前年度と比べ 24 万 4,393 円で、0.2%の増収となっています。一方で、これらにかかる医業費用は 6 億 6,980 万 243 円で、医業収支比率は 90.8%となり、前年度と比べ 2.0 ポイント減少しています。

医業収支は 6,143 万 1,551 円の損失となり、前年度と比べ 1,704 万 224 円の、38.4% 損失が増加しています。また、病院事業全体では、当年度純損失が 2,299 万 2,405 円となり、それに前年度繰越欠損金 3,396 万 5,228 円を合わせた結果、当年度未処理欠損金は、5,695 万 7,633 円となりました。療養病床 50 床のうち 10 床を地域包括ケアの病床とし、近隣の急性期病院や診療所また在宅からの入院患者を受け入れ、医療ケアの向上を図るとともに、在宅復帰に向けた取り組みを強化し地域のニーズに合わせた病院運営を行なっています。また、今年度は世界各地に広がった新型コロナウイルスの感染防止、収束に向けて、感染リスクを伴いながら、徹底した予防と患者対応を継続して行なっています。令和元（2019）年度の病床利用率は 99.7%で、前年度と比べ 0.6 ポイント下まわりました。県下の自治体病院の中では、高い数値を実現していますが、自治体病院をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、慢性的な医師・看護師の不足など厳しい状況にあります。町民から信頼される地域の拠点病院として、きめ細かな事業運営に努め将来を見据えた計画的な病院経営が行われることを期待します。

次に、「水道事業会計決算」であります。9Pをご覧ください。

業務量は、給水人口 15,386 人で、前年度と比べ 0.5%の減少となり、年間総配水量は、231 万 7,048 m³で、前年度より 2.6%の減少となっております。また、年間総有収水量は、前年度と比べ 1 万 9,292 m³減少し、200 万 9,309 m³となりましたが、有収率は、前年度より 1.4 ポイント増の 86.7%となりました。11P 上段の「決算について」の損益計算によりますと、給水収益などの営業収益は 2 億 7,699 万 8,437 円で前年度と比べ、0.6%の減収となっております。これにかかる営業費用は 2 億 3,202 万 8,673 円で、営業収支比率は 119.4%となり、前年度比較 7.7 ポイントの増加となっております。

経常利益から特別損失を差し引いた、当年度純利益は、5,913 万 3,955 円で、これに、その他未処分利益剰余金変動額 4,275 万 3,606 円を加えた、1 億 188 万 7,561 円が当年度未処分利益剰余金となりました。今年度は 10 月の消費税増税に対応するため、4 月 1 日より料金体系を消費税外税方式に改定しました。水道事業の運営は、公営企業として、ほぼ安定的な運営がされていますが、効率的な維持管理や施設整備を行うために必要な財源の確保、更には不断の経営改善の取り組みに努力し、公営企業として健全な経営を維持されたい。

次に介護老人保健施設事業会計決算ですが、16Pをご覧ください。

「ケアハイツ玉城」は、入所、通所、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援の 5 つの事業を実施しています。その内、施設の入所状況は、長期短期を含めた年間入所者数は、18,272 人で、入所は定員 51 人に対し、日平均 49.9 人の利用があり、97.8%の利用率を

保持しています。19Pの決算についての内訳を見ると、5つの事業を合わせた営業収益の合計額は、3億4,558万1,871円、それにかかる営業費用は、3億5,664万354円で、営業外利益を合わせた当年度純利益は、792万3,246円となり、前年度繰越欠損金3,517万1,182円を加えた、当年度未処理欠損金は、2,724万7,936円となりました。事業収益の約3分の2を占める施設運営事業の営業収支は、2,122万5,939円の営業損失を計上していますが、ほか4事業の利益は1,016万7,456円となっています。介護保険事業発足以来、本町では町と民間事業所が競合する形で介護サービスが提供されています。現在では民間サービス事業所も整備されており、行政は町の介護保険事業全体が円滑に行われるよう調整する役割があります。そして、行政改革上からも町の行う訪問介護事業等の一部居宅サービスの事業継続について検討すべき時期にきているのではないのでしょうか。

次に「下水道事業会計決算」の27Pをご覧ください。

「業務量について」は、令和元(2019)年度末の接続率は、区域内人口13,393人に対し、排水設備接続人口は、10,441人の77.96%となり、前年度比で0.7ポイント増加した結果となりました。年間総排水量は、121万782^mとなり昨年度より5.3%増加しています。28P下段の「決算について」の損益計算では、1億1,594万729円の営業収益に対し、営業費用は3億8,664万904円で、営業損失は、2億7,070万175円になりました。これに営業外収支、特別損失を合せた当年度純損失は、9,792万3,064円で、前年度繰越欠損金9億1,734万5,096円を合わせた当年度未処理欠損金、10億1,526万8,160円を翌年度へ繰り越す決算となっております。引き続き社会資本整備総合交付金事業を活用した供用区域の拡大整備を継続すると共に面整備完了区域の供用開始を行った結果、処理区域内人口に対する普及率は98.89%となり、町全人口に対する下水道の普及率は86.87%となりました。水道事業同様、今年度は10月の消費税増税に対応するため、4月1日より料金体系を消費税外税方式に改定しました。今後も適切な料金改定および財源の確保に適切な対応を望むものであります。

最後に、すべての公営企業会計を通して、行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収には特段の努力を望むものであります。

以上で公営企業会計決算審査の結果報告といたします。

只今ご報告申し上げました一般会計、各特別会計、並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご高覧いただきますようお願いいたします。

また 財政健全化法が施行されたことに伴い一般会計並びに公営企業等の財政健全化比率につきましての審査をいたしましたので、意見書をお付けしております。いずれの会計も問題ないと確認した次第であります。どうぞ併せてご高覧いただきますようお願いいたします。

以上で令和元(2019)年度決算の審査報告といたします。

○議長(山口 和宏) 以上で、監査委員の報告は終わりました。

○議長（山口 和宏） 補足説明の途中ですが、1時間たちましたので、ここで15分の休憩をさせていただきます。

（午前11時30分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開します。休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、日程第16 議案第71号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について及び日程第17 議案第72号 町道の認定及び変更についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第71号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、デジタル手続法の通知カード廃止に関する規定が施行されたことにより、通知カード再交付手数料に関する規定を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第72号 町道の認定及び変更について、提案理由を申し上げます。

今回の路線は、開発により新設された路線の新規認定及び、蚊野地区において今後整備をしていく路線の変更認定を行うため、道路法第8条第2項の規定及び、道路法第10条第3項の規定によりにより議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君

○建設課長（中村 元紀） 議案第72号 町道の認定及び変更について、補足説明を申し上げます。今回の路線は、開発により新設された路線の6路線の新規認定及び、1路線の変更認定を行うものです。新規認定調書、及び平面図、図面番号1をご覧ください。路線番号572 浦町第2号線は、田丸小学校東側の路線で起点は佐田字寺田1,222番1地先終点が同所1214番2地先で延長86.7m幅員は6~9mです。次に図面番号2をご覧ください。路線番号573 長更第9号線は、有田小学校東側の路線で延長108.9m、幅員6~13.1mです。図面番号3をご覧ください。路線番号574、路線番号575は同一開発地内の路線で増養殖研究所宿舍の南側に位置し、起終点はいずれも佐田字アラコ地内で調書記載のとおりです。栄町第24号線の延長は122.2m、幅員6~10.9m、栄町第25号線の延長は58.8m、幅員6~9.5mです。図面番号4をご覧ください。路線番号576 新田町第20号線は、新田町学習等共用施設の北側の路線で延長183.2m、幅員4~13mです。図面番号5をご覧ください。路線番号577 駅前殿町線は、田丸駅北側に位置し、起点佐田字南浦285番地先から終点田丸字東殿町209番3地先に至るえんちょう154.6m幅員4.8~9.2mの路線です。次に変更認定調書、及び図面番号6をご覧ください。路線番号117 蚊野第5号線を変更するもので、蚊野区の墓地南側の町道まで延長するもので、

終点を蚊野字南浦 1983 番地先に変更し、道路延長を 125.7m 伸ばし 295.2m とするものです。以上 7 路線について、新規に認定、及び変更認定しようとするもので、道路法第 8 条第 2 項の規定及び、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものがあります。

以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第 18 議案第 73 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）ないし、日程第 24 議案第 79 号 令和 2 年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第 73 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 3 億 3,000 万円を追加し、予算総額を 83 億 9,200 万円とするものであります。「第 2 表 債務負担行為補正」につきましては、伊勢市消防署玉城出張所建設事業について工期が来年度にわたるため、今回新たに追加しています。「第 3 表 地方債補正」につきましては、伊勢市消防署玉城出張所建設に伴う一般事業債の追加を計上しています。続きまして、歳入歳出の主なものを説明いたします。歳入の主なものとしたしましては、町税において課税額の確定に伴い固定資産税について増額を、地方交付税では収入見込みにより増額、国庫支出金の総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度のためのシステム改修に係る国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う地方創生臨時交付金の増額、他 国庫県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補助交付金であります。また、ふるさと応援寄附金では感染症対策を目的とした項目を新規に設け計上しています。繰越金においては額の確定により増額計上しています。

歳出の主なものとしたしまして、今回の補正では「やさしさとおもいやりあふれるまちづくり宣言」を踏まえ新型コロナウイルス感染症対策“G-PLAN+α”として 8,027 万 9,000 円の補正を計上しています。その内訳は「Ⅰ. 宣言の実現」として感染者などへの生活支援対策 443 万 2,000 円、宣言活動拡大対策 241 万 8,000 円、事業費 685 万円、「Ⅱ. 感染防止」としてインフルエンザウイルス、コロナウイルス同時流行防止対策 712 万円、公共施設等の感染防止対策 4,017 万 9,000 円、事業費 4,729 万 9,000 円、「Ⅲ. 事業継続・地域経済回復」として事業者・生産者経済支援 2,613 万円を計上しています。町内はもちろんのこと国内の感染再拡大の状況を踏まえ感染防止対策の強化・充実と感染者等への生活支援を図る予算を計上しています。そのほか賦課徴収費において過誤納還付金、交通安全対策として区画線設置工事費、道路維持補修、新設改良費の増額、及び伊勢市消防署玉城出張所建設事業、病虫害防除対策事業補助金と鳥獣害対策への負担金、中央

公民館・体育館・図書館等の今後の利活用に伴う再整備を検討し、文化・スポーツ施設の基本構想・計画を策定する費用、総合グラウンド改修工事費用を新規計上しています。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

議案第 74 号 令和 2 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、職員配置替え等による一般会計からの事務費繰入金の増額補正を行うものです。歳出では、総務費において一般職及び会計年度任用職員の人件費の補正と、国保連合会負担金の確定による減額を行うものです。歳入歳出それぞれ 55 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 2,118 万 3,000 円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第 75 号 令和 2 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、ふれあいの館の新型コロナウイルス感染症対策のための修繕料等を計上するもので、歳入歳出それぞれ 379 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,402 万 2,000 円とするものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

議案第 76 号 令和 2 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、職員配置替え等による地域支援事業費にかかる国、県、支払基金の交付金及び一般会計繰入金の補正、並びに前年度繰越金の増額が主なものです。歳出では、総務費において一般職の人件費、地域支援事業費において会計年度任用職員の人件費の補正を行い、諸支出金において前年度事業の確定に伴う国、県、支払基金交付金の返還金の計上を行うものです。歳入歳出それぞれ 1,727 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 1,913 万 3,000 円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

議案第 79 号 令和 2 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、「元気回復 G-plan」事業の一つとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする医療機器等の購入のため、他会計負担金として、収益的収入 55 万円及び資本的収入 2,081 万 6,000 円をそれぞれ新規計上を行い、合わせて 2,136 万 6,000 円の財源の調整をするものであります。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

議案第 78 号 令和 2 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、長期前受金戻入および減価償却費等の精査、給与等、人件費の算定見直し、また、山岡水源地の備品購入費の追加に基づくもので、収益的収入については、39 万 3,000 円の増額で、 予算総額を 3 億 2,585 万 3,000 円とし、収益的支出については、126 万 1,000 円の減額とし、 予算総額を 2 億 5,374 万 6,000 円 とするものです。また、資本的支出では、182 万 7,000 円の増額とし、予算総額を 2 億 5,649 万 2,000 円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

議案第 79 号 令和 2 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、長期前受金戻入および減価償却費等の精査に基づくもので、収益的収入では、長期前受金戻入で 228 万 2,000 円を減額し、下水道事業収益の予算総額を 5 億 621 万 3,000 円とするもので、収益的支出では、減価償却費を主な理由として、708 万 4,000 円の減額とし、下水道事業費用の予算総額を 4 億 9,671 万 2,000 円とするものです。また、資本的収入および支出では、人員配置の組み替えによる給与の見直しで、資本的収入では、給与見直しに伴う他会計補助金を 46 万円の減額とし、資本的収入の予算総額を 2 億 4,873 万 4,000 円とするものです。資本的支出では、給与の見直しに伴い 90 万 9,000 円の減額とし、資本的支出の予算総額で 3 億 6,940 万 5,000 円とするものです。

なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 暫時休憩します。

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。12 時になりましたので、昼の休憩をとりまして、午後 1 時から再開し補足説明を行います。

（午後 12 時 00 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開します。

お昼休憩前に引き続き、提案理由の説明を行います。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間 宏紀 君

○副町長（田間 宏紀） 議案第 73 号 令和 2 年度玉城町一般会計補正予算（第 7 号）について補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1 ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ3億3,000万円を追加し、予算総額を83億9,200万円とするものであります。同条第2項に規定する3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、11ページから「予算に関する説明、事項別明細書」により説明させていただきます。第2条及び3条につきましては、9ページにてご説明しますので、9ページをお開きください。第2表債務負担行為補正につきましては、伊勢市消防署玉城出張所建設事業の来年度事業費分1億7,100万円を計上、第3表 地方債補正についても同事業の今年度分の財源になる一般事業債で限度額を7,850万円として計上するものであります。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。13ページをお願いします。

1款町税においては、現年課税額の確定に伴うものであり、2項1目固定資産税で3,000万円を増額し9億9,047万2,000円に。12款1項1目地方交付税は、普通交付税の算定額確定により2億932万9,000円を追加し、15億1,275万5,000円としています。16款2項1目の総務費国庫補助金では、1節社会保障・税番号制度事業等国庫補助金にてマイナンバーに必要なシステム改修及び整備経費などについて783万7,000円を計上、

また、2節地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う8,884万6,000円の増額計上、2目民生費国庫補助金では、児童館及び放課後児童クラブへの子ども・子育て支援交付金375万7,000円の増額、保育対策総合支援事業費国庫補助金160万3,000円の新規計上、14ページで、17款県支出金2項2目民生費県補助金は、国の補助と連動し、96万8,000円の増額、同款3項2目民生費県委託金は、各保育所を支援する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金200万円、3目教育費県委託金は、今年度、子供支援ネットワーク・アクション事業を受託し、学校における人権学習実施の事業費として、16万8,000円を新規計上しています。

また、19款1項3目ふるさと応援寄附金では、新型コロナウイルス対策を目的とした寄付の実績分100万円を計上しています。20款1項3目財政調整基金繰入金については、当初予算編成時の財源調整によった繰り入れ分をもどすもので、1億1,838万2,000円を減額いたしたところであります。

15ページ、21款1項1目1節 前年度繰越金は、令和元年度決算額の確定に伴う繰越額9,655万6,000円の補正額として2,214万5,000円の増額、最下段23款1項3目消防債では、第3表地方債補正でご説明した伊勢市消防署玉城出張所改築にかかる一般事業債の令和2年度分7,850万円を計上しています。

次に、歳出の説明を申し上げます。

歳出の各費目における正規職員及び会計年度任用職員の人件費関係経費につきましては、4月1日付の人事異動、昨年度末退職者に関係する人件費等を精査し、各科目にて補正調整しています。

このことから、各科目での説明は省略させていただきますのでご了承願います。

また、各所に新型コロナウイルス感染症対策がございますので、コロナ対策などと省

略させていただく場合がありますので、併せてご了承願います。

それでは、歳出の新規計上及び主なものをご説明申し上げます。

17 ページをお願いします。

2 款総務費 1 項 1 目。一般管理費においては、10 節で公用車の伊勢志摩ナンバーへの変更に要する費用を消耗品費として 12 万 2,000 円、12 節委託料では 職場・公共施設で新型コロナウイルス感染症が発生した際などに公費の医療保険で対応できない職員分の検査委託料 100 万円を口開け、仮の新規計上としています。18 ページ、同款同項 5 目財産管理費においては、10 節で役場庁舎内の空調などの設備修繕料 213 万 5,000 円、6 目企画費 12 節は、今年 1 月から開始したコンビニ交付に伴う委託料、国外転出者のマイナンバーカード等の利用に要する社会保障・税番号制度システム改修整備業務委託料 685 万 8,000 円、これについては、国において財源措置されるものであります。7 目交通安全対策費においては、14 節工事請負費では、町内各所のガードレールや区画線の整備設置工事費 550 万円の増額、9 目諸費 14 節では、中央公民館に設置する防犯カメラ工事請負費 103 万 3,000 円の追加計上であります。

19 ページ、同款 2 項 2 目賦課徴収費においては、13 節で納付書などを読み取る専用機器 OCR の更新借上料 36 万 8,000 円の追加、22 節償還金利子及び割引料では、実績に応じて過誤納還付金を 1,700 万円増額し、現計予算額を 2,000 万円としています。この多くは法人税割の還付金であります。次に、同款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費では、20 ページにかけて社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバーカードの取得拡大に向け職員を配置する会計年度任用職員 1 名半年分の計上で、財源は国において措置されるものであります。

21 ページ、3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費においては、7 節報償費、8 節旅費、10 節需用費は、成年後見制度体制整備推進事業の事務経費の科目組替えであり、27 節操出金は、冒頭でも申しました各特別会計へ人事異動に伴う人件費等を調整しています。

22 ページをお願いします。

3 款 1 項 9 目福祉・保健施設費においては、10 節で 保健福祉会館厨房の空調設備の修繕料 127 万 6,000 円を増額計上しています。同款 2 項 1 目児童福祉総務費においては、23 ページ 12 節委託料 81 万 2,000 円、これはコロナ対策として子育て世帯、特に一人親家庭・多胎児家庭にファミリーサポートセンターの利用を促進し、経済的・精神的に少しでも穏やかに過ごせる環境を整える事業であります。18 節病児病後児保育事業分担金は、前年度実績確定による分担金の増額、19 節特定教育・保育施設型給付費は、コロナ対策に伴うもので、町内から町外の幼稚園等に通う幼児に対する 4、5 月分の保育料及び副食費の給付費 15 万円を増額計上しています。

同款同項 2 目 児童福祉施設費においては、10 節需用費で、保育所、児童館及び放課後児童クラブ室へのアルコール消毒液等の消耗品費 486 万 8,000 円を増額計上、14 節

保育所修繕等工事請負費から修繕料へ組替える 350 万円等を計上、保育事業給食材料費は実績精査により 502 万 1,000 円を増額計上、17 節備品購入費では、各保育所へコロナ対策として感染拡大防止のため空気清浄機、児童館及び放課後児童クラブ室への円座卓など 275 万 3,000 円を新規計上しています。

続きまして 24 ページ、4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費におおきまして、10 節需用費では、コロナ対策による啓発物品などの作成、防護服、保育所園児・小中学生、高齢者等へのアルコール消毒剤、福祉施設で使用するアルコール消毒剤合わせて 341 万 8,000 円の追加計上、12 節委託料、自宅待機者生活応援サービス事業委託料 12 万円は、新型コロナウイルス感染者また濃厚接触者になると、行動・移動が制限され日常生活に困難が生じるため、外出が必要となる買い物等代行サービスを実施し、感染者等が自宅で療養・待機に対する不安や負担を軽減しようとするものであります。施設消毒業務委託料 100 万円は、コロナ対策経費で公共施設において感染症が発生した際に行う消毒委託業務で、発生時の執行であり、消毒エリアは見込めないことから仮の計上としています。

18 節 新型コロナウイルス感染給付金 20 万は、感染症を患った方一人当たり 2 万円を生活支援として給付するものであり、次の感染事業所消毒補助金は、事業所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、感染拡大防止、事業継続のため消毒を実施する必要があることから消毒に掛かる費用を補助するもので、上限額 10 万円として実費補助するものあります。

また、感染症検査補助金 100 万円は、医療・介護・福祉施設で働く方を対象に、感染への不安を解消し、施設を安全に継続して運営できるよう支援するため、コロナ対策として感染症検査費用の一部を補助しようとするものであります。

次に 同項 2 目予防費、12 節委託料においては、今年 10 月から乳幼児に対するロタウイルス予防接種が定期接種となったことから補助金を減額し、委託料 178 万 8,000 円の追加計上、18 節負担金補助及び交付金では、インフルエンザ予防接種補助金の助成を拡充、拡大するため 686 万円を増額計上しています。これは新型コロナウイルス感染症と同時流行の感染が懸念される秋冬に備えたもので、重症化しやすい 65 歳以上の高齢者の方は無償化とし、また、1 歳から中学 3 年生まで、障がいのある方及び妊婦の方については 2,000 円を助成しようとするものです。

25 ページ 6 款 1 項 3 目農業振興費 18 節では、水田で発見された病害虫スクミリンゴガイいわゆるジャンボタニシの防除対策事業補助金 150 万円、農作物販売価格低下対策事業補助金はコロナ対策で、認定農業者における新型コロナウイルス感染症拡大の影響による農業収入減を軽減するセーフティネットへの加入支援をするもので、農業収入保険料への補助金 250 万円を新規計上しています。

26 ページ 同款 2 項 1 目林業振興費 18 節の鳥獣害防止対策協議会負担金は、鳥獣害による農林業作物の被害を防止するため町単独で 60 万円を計上、治山事業補助金は、

自治区から要望のあった人家など保全対象の被害防止を目的とし 35 万円を新規計上しています。続いて最下段 7 款 1 項 2 目商工振興費 10 節ではコロナ対策で、感染症拡大防止を目的に町内事業所へのアルコール消毒剤を配布するための消耗品費 275 万円を新規計上、次ページ、12 節では、新型コロナウイルス感染症対応に伴う新生活スタイルを啓発する目的で田丸城址ライトアップ委託料 220 万円、17 節備品購入費では、世界遺産登録から 16 年が経過し、再度出立の地である玉城町を P R するため懸垂幕の作成購入 8 万 3,000 円を新規に計上しています。

また、18 節では、実績精算及び新型コロナウイルス感染症による消費の落ち込みに対応したプレミアム商品券発行事業費の 200 万円増額と、国の持続化交付金については、前年比 50%減と定まっていることから、玉城町版事業所持続化給付金を創設し、町内中小企業及び小規模事業者に対して事業収入が前年比 30%以上減少した場合、一律 10 万円を給付しよとするもので事務費を含む事業費 2,200 万円を新規計上しています。下段玉城町版新型コロナウイルス感染症防止協力応援交付金については精算のため減額しています。

また、27 節操出金では、コロナ感染予防対策としてアスピータ玉城ふれあいの館へ密室空間解消のための修繕 379 万 6,000 円を増額計上しています。28 ページをお願いします。8 款 2 項 2 目道路維持修繕費では、町道の路面、側溝及び転落防止柵補修など 10 節需用費 150 万円、14 節工事請負費 3,040 万円、15 節原材料費 84 万 1,000 円を増額計上、同項 3 目道路新設改良費では、町道の舗装工事請負費 1,375 万円を増額計上しています。29 ページ、同款 3 項 1 目河川総務費では、10 節で外城田川の妙法寺地内への水位標の設置のほか、堆積土浚渫整備など修繕料 180 万円、12 節で河川管理エリア追加に伴い除草委託料 62 万 1,000 円を増額計上しています。同款 4 項 1 目都市計画総務費 10 節では都市公園の修繕料 35 万円、18 節では、自治区から要望のある里道舗装事業の補助金 126 万円を新規計上しています。

次に 30 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目常備消防費は、伊勢市消防署玉城出張所改築工事に係る今年度分の経費を説明欄記載のとおり新規計上、

9 ページにおいて債務負担行為補正及び地方債補正での説明のとおり、今年度から来年度にかけての建設予定で総額は、約 2 億 7,500 万円としています。

5 目防災対策費 1 2 節委託料ですが、土砂災害警戒・特別警戒区域については総合防災マップにおいても掲載しているところですが、警戒区域を明確に把握できるようにするため縮尺の拡大版を作成いたしたく土砂災害ハザードマップ作成業務委託料 237 万 6,000 円を新規計上しています。

次に 31 ページをお願いします。10 款教育費 1 項 2 目事務局費 1 0 節需用費では、村山龍平記念館の自動ドア等の修繕料 88 万 2,000 円、同項 3 目教育指導費では、学校の人権学習を目的とした県教育委員会から「子ども支援ネットワーク・アクション事業」の受託で 7 節報償費から 1 3 節使用料及び賃借料まで新規計上しています。

次に32ページ、同款2項小学校費1目学校管理費10節修繕料では、田丸小、有田小の空調修繕とコロナ予防対策として各小学校校舎手洗い場の蛇口を自動洗浄及び上下式の開閉栓にするための修繕料1,007万9,000円、給食関係修繕料は、田丸小、下外城田小の給食用昇降機経年劣化によるもので185万2,000円を増額計上しています。同款3項中学校費1目学校管理費では、小学校費同様コロナ感染予防対策として校舎手洗い場蛇口の更新修繕料166万1,000円、給食室の手洗水栓取替修繕料8万8,000円を計上しています。

次に33ページをお願いします。同款5項1目保健体育総務費18節負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染に伴い利用者の低下また新規及び再会員募集をするための補助として総合型地域スポーツクラブ運営補助金23万円を増額計上しています。同項2目保健体育施設費34ページ、12節では、中央公民館、体育館、図書館等を今後どのようにしていくかなど文化・スポーツ施設の再整備に向けた基本構想・計画を策定する委託料1,000万円を新規計上、14節工事請負費では、体育センター維持補修工事の実施設計に伴い追加工事が必要となったことから418万円を増額、総合グラウンド改修工事請負費は、開設以来大きな改修を実施していないことから、グラウンドを小中学校同様に不陸整正しグリーントップ舗装整備を行うもので、4,436万3,000円を新規計上しています。

次に13款1項1目病院会計支出金では、コロナ対策における医療機器類の購入整備のため27節操出金2,136万6,000円を計上、同款2項諸費1目国庫支出金返納金、2目県支出返納金は、前年度の民生費関係補助事業に係る精算に伴っての返納金の計上となっています。

最後に35ページ予備費では、新型コロナ対策経費として、不測の事態に対応すべく737万6,000円を追加し3,781万5,000円としたところであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明といたします。

よろしくご審議賜り、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 産業振興課 里中 和樹 君

○産業振興課（里中 和樹） 産業振興課が所管いたします

議案第75号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

それでは歳出から説明させていただきます。8ページ 最終ページをご覧ください。

3の「歳出」から説明させていただきます。1款 管理運営費 1項 1目 10節 需用費 修繕料において、アスパア玉城内「ふれあいの館」の新型コロナウイルス感染症対策のための、密閉空間を解消するための換気対策として、男女とも脱衣室のエアコンの修繕、網戸の無かった部屋への網戸の設置、また、排煙窓の修繕費用を計上し、その他の費目と合わせて総額379万6,000円を追加計上しております。これに伴い、7ページに戻って頂きまして、2の歳入の5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会

計繰入金 1節一般会計繰入金から379万6,000円を繰り入れようとするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 中世古憲司 君

○病院老健事務局長（中世古憲司） それでは、議案第77号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする内容で、収益的収支、資本的収支におきまして、それぞれ感染防止のための医療機器の新規計上を行うものであります。議案書の1ページ目をお開きください。

まず、第3条では、収益的収支に関連予算を計上しております。

まず、収入の第1款第2項、および支出の1款第1項において、関連する項に、医業外収益及び医業外支出として55万円をそれぞれ計上し、病院事業収益 収入合計6億5,963万7,000円、病院事業費用 支出合計7億4,625万8,000円といたしました。

次に2ページ目をお開きください。第4条においても、資本的収支に関連予算を計上しております。

まず、収入の第1款第1項および支出の第1款第1項において、他会計負担金及び建設改良費に同額の2,081万6,000円をそれぞれ計上し、資本的収入合計4,441万4,000円、資本的支出合計6,801万1,000円といたしました。

また、第5条においては、この会計へ受ける負担金として、収益的収入及び資本的収入の合計2,136万6,000円を計上し、一般会計負担金合計を1億368万9,000円とし財源の調整をはかるものです。これらの詳細については、3ページ記載の令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）実施計画、4ページの実施予定キッシュフロー計算書に記載いたしておりますのでご高覧ください。以上 議案第77号 令和2年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂浩行君

○上下水道課長（真砂 浩行） それでは所管をいたします2議案について、補足説明をいたします。

まず、議案第78号 令和2年度 玉城町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。

今回の補正は、長期前受金戻入および減価償却等の精査、給与等、人件費の算定見直し、また、山岡水源地の備品購入費の追加に基づくもので、第2条から第4条において、関連する科目の予定額を補正するものです。詳細について、3ページをお願いいたします。収益的収入では、1款 水道事業収益 2項 営業外収益 2目 繰入金で、給与手当が不足する分について、一般会計繰入金を増額2万円、同じく3目 雑収益は、消費税

還付加算金として増額6,000円、同じく5目 長期前受金戻入で、前年度分の確定により増額36万7,000円とし、水道事業収益合計で39万3,000円増額し、予算総額で3億2,585万3,000円とするものです。収益的支出では、1款 水道事業費用 1項 営業費用 4目 総係費において、給与等、人件費の算定見直しにより、2万9,000円の増額、同じく、5目 減価償却費については、精査により、129万円の減額するものです。これにより、1款 水道事業費用 は、126万1,000円の減額で予算総額2億5,374万6,000円とするものです。

続きまして、4ページをお願いします。

資本的支出について、1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 水道拡張費 において、積算システム起動に必要なジャバライセンス更新にかかる賃借料として1万円増額し、2項 固定資産購入費 2目 車両運搬具購入費 では、車両入替に伴い購入費が精算できたことより不用額 27万3,000円の減額、同じく 3目 工具器具及び備品購入費では、山岡水源地で使用する備品であり、これは、薬品（次亜塩素酸ナトリウム）添加に必要なポンプ機器2台うち1台が故障したため、故障に伴うポンプ機器入替にかかる費用として、209万円を追加計上するものです。これにより、1款 資本的支出は、182万7,000円の増額で、予算総額で、2億5,649万2,000円となるものです。

以上、議案第78号の補足説明といたします。

続いて、議案第79号 令和2年度 玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。1ページをお願いします。

今回の補正は、長期前受金戻入および減価償却費等の精査、職員配置の組み替えによる給与の見直しを行い、第2条から第5条において関連する科目の予定額を補正するものです。詳細について、3ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入、1款 下水道事業収益 2項 営業外収益 4目 長期前受金戻入で精査により228万2,000円の減額とし、下水道事業収益の総額を5億621万3,000円とするものです。収益的支出では、1款 下水道事業費用 1項 営業費用 3目 総係費で 管理施設の保険料が不足することから、1,000円の増額、5目 減価償却費で精査により660万8,000円の減額、2項 営業外費用 1目 支払利息及び企業債取扱諸費で47万7,000円減額をし、下水道事業費用の総額を4億9,671万2,000円とするものです。

4ページをお願いします。続いて、資本的収入について、1款 資本的収入 2項 補助金 2目 他会計補助金は、職員配置の組み替えによる給与費等の見直しを行い、一般会計補助金を46万円減額し、資本的収入は、予算総額で2億4,873万4,000円とするものです。資本的支出については、1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 施設費も同じ理由により給与及び手当等に係る費用、90万9,000円減額し、資本的支出について、予算総額は、3億6,940万5,000円とするものです。

以上、議案第79号の補足説明といたします。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第25 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について及び、日程第26 発議第4号 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、日程第25 発議第3号の提出者である津田久美子君に趣旨説明を求めます。

4番 津田 久美子 君

○4番（津田 久美子） ただ今、議長より趣旨説明を求められましたので、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、一つ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

一つ、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

一つ、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

一つ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

一つ、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき国会及び関係省に意見書を提出いたします。

議員各位におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第 26 発議第 4 号の提出者である山路善己君に、趣旨説明を求めます。

6 番 山路善己君

○6 番（山路 善己） 国土強靱化の継続・拡充を求める意見書についてご説明します。この意見書は国に対し意見を提出しようとするものです。

国土強靱化の継続・拡充を求める意見書

ご存じのように我が国日本は長年に渡り、大きな自然災害に見舞われてきました。阪神淡路大震災はじめ、東日本大震災など壊滅的な被害を受け多くの尊い人命を失いました。記憶に新しいところでは、2018 年 7 月に西日本豪雨で広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらし、200 人を越える人命が失われて居ります。その後も北海道胆振東部地震で42名の人が亡くなり、今年の台風 19 号では関東甲信越、東北地方ではこれまでに経験したことのないような大雨により、大規模な河川氾濫や土砂災害に見舞われました。そして今年も 7 月の熊本豪雨で河川の氾濫・土砂崩れなどで 76 人が犠牲になり、3 人が未だに行方不明です。このように毎年北海道から九州まで全国で大きな自然災害が発生しているのが実状です。現在令和 2 年度までを実施計画とする「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」により、国と地方が一体となってハード及びソフトの両面から、防災・減災、国土強靱化対策を集中的に実施していますが、対策の必要な個所はまだ多く存在するため、長期的視野に立って目標を掲げ、取り組みを図ることが重要です。

玉城町でも想定される南海トラフや大規模自然災害などに対して防災及び減災の取り組みを推進し、町内の社会インフラを整備する必要があります。町民皆様の安全・安心を確保し更なる強靱化は必要不可欠です。

よって玉城町議会は、この計画が今年度で終わることなく、引き続き来年度以降も、国において防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するため、只今から申し上げます事項の措置をとることを強く求めるものです。

一つ、令和 3 年度においても、国土強靱化基本計画に基づき、中長期的な見通しの下、国土強靱化対策の対象事業を拡充するとともに、別枠予算による必要・十分な予算の確保など、抜本的強化を図ること

一つ、長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、長期安定的に必要な・十分な予算を確保すること

一つ、令和 2 年度で終了とされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策等については、地方自治体の取り組み状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和 3 年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿ったより活用しやすい地方債制度にするなど地方財税措置を充実すること

一つ、社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方整備局を含め、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること

以上の通り、国土強靱化の継続・拡充を求める意見書の説明を終わります。皆様におかれましてはこの趣旨をご理解の上、ご賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提出者の趣旨説明を終わります。

なお、発議第3号及び発議第4号の質疑・討論・採決は、すべて他の議案と同様の日程にて審議します。

次に、日程第27 請願第1号 義務教育費 国庫負担制度の充実を求める請願ないし、日程第30 請願第4号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。ただちに、紹介議員 北守君の趣旨説明を求めます。

8番 北守君

○8番（北 守） ただ今、一括上程されました請願について、議長より趣旨説明を求められましたので、請願ごとに趣旨説明おさせていただきます。

この請願は直接教育現場に携わる学校長、職員、児童生徒保護者で組織されるPTA連絡協議会等から提出されたもので、提出者は三県三重県度会郡PTA連絡協議会会長、西村剛大、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願の提案理由を説明させていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保証し、教育水準の維持向を図るため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教員の確保、適正配置、脂質工場および教育環境整備等諸条件の水準を保証し、財源を確保することが不可欠です。3月以降、新型コロナウイルスによる臨時休校となりました。国や県がオンライン教育をすすめるための環境整備が行われています。しかし、都道府県格差・市町村格差は大きく、子どもたちの機会は、均等であるとは言えません。教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、制度の更なる充実を求めます。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願の提案説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、分散登校など、学校現場はこれまでにない対応を行ってきました。このような緊急事態において教職員が足りていないことが改めて露呈しました。教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々教育活動を作り出していくことが、子どもたちが安心・安全に学べるようにするためにも新たな教職員定数改善の策定と実施が強く望まれます。また、人的配置をはじめとする財政措置は、まだ、不十分であると言わざるをえません。公財政として措置される教育予算を拡充し、子どもたち一人ひとりの豊かな学びを保障することになりますので実現をお願いします。

次に 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の充実を求める請願の提案説明をさせていただきます。

厚生労働省の国民生活基礎調査(2019)によると、子どもの貧困率は、13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。新型コロナウイルス感染症の影響で保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、政府は就学援助のため、学生支援緊急給付金を創設しました。また、私立高校等に通う生徒の就学支援金の上限額が引き上げられ無償化となりましたが、一方で、標準的な就業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等、また、大学・短大・専門学校も対象外です。貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結び付けないために、就学、修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実を求めます。

請願第3号 防災対策の充実を求める請願の提案説明をさせていただきます。

県内において、子どもたちが通う9割以上の高率学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となっています。2016年に内閣府が策定した避難所運営指針では、感染症患者は、占用の部屋を確保すれば避難所に滞在することができるとなっています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策としては、2020年4月に避難所以外に滞在させるよう通知されました。施設やスペース、資材が足りない自治体も少なくありません。災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。介護の必要なお年寄り、障がい者等を含めた避難者が安心して避難できるように備えていただき充実されることをお願いするものです。

以上で請願4件の趣旨説明です。議員各位におかれましては、請願内容をご理解いただき、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

暫時休憩とします。

(午後1時51分 休憩)

(追加議案・追加日程を配布)

(午後1時53分 再開)

再開します。

これより、追加議案の審議を行います。

○議長(山口 和宏) 追加日程第1 議案第80号 備品購入契約の締結について(学校情報端末)を議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第80号 備品購入契約の締結について、提案理由を申し上げます。今回の備品購入契約は、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、玉城町の小中学校における「学校ネットワーク環境」、「一人一台端末」の整備を目的とし、文部科学省国庫補助金および新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して

児童生徒用のタブレットを購入するものであり、9月2日、公募によるプロポーザル方式で実施した結果、消費税および地方消費税を含む購入代金9,130万円にて西日本電信電話株式会社 三重支店と契約締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 中西 豊君

○教育委員会事務局長（中西 豊） 議案第80号 備品購入契約の締結について、補足説明を申し上げます。お手元に配布しました資料に基づいて説明いたします。

1、件名 令和20年度 第20号 玉城町立小中学校学習用端末等購入、2、納入場所、各小中学校、3、納入期限 令和3年3月19日、4、入札日、令和2年9月2日、公募型プロポーザル方式にて、1者の公募にて実施いたしました。5、落札業者は、三重県津市桜橋2丁目149、西日本電信電話株式会社三重支店、6、契約金額は消費税を含み9,130万円となりました。7、設計金額は消費税を含め9,279万9,300円で契約金額における請負比率は98.0%でした。8、制限価格は玉城町会計規則156条の規定により消費税等を含め6,217万6,400円に設定いたしました。9、事業概要、町立小中学校における児童生徒用情報用端末1,450台の購入、導入に伴う初期設定、別途発注の校内通信ネットワーク整備に基づく接続等となっております。10、入札結果につきましては資料に記載のとおりです。以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それではこれから、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから 討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから 追加日程第1 議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第80号 備品購入契約の締結について(学校情報端末)は 原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は、すべて終了しました。

明日16日は、午前9時から本会議を開き、

町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時00分 散会)